

【公報種別】特許法第 17 条の 2 の規定による補正の掲載  
 【部門区分】第 6 部門第 3 区分  
 【発行日】平成26年11月13日 (2014.11.13)

【公表番号】特表2014-526728(P2014-526728A)  
 【公表日】平成26年10月6日 (2014.10.6)  
 【年通号数】公開・登録公報2014-055  
 【出願番号】特願2014-529674(P2014-529674)  
 【国際特許分類】

G 0 6 F 21/44 (2013.01)

G 0 6 F 13/00 (2006.01)

G 0 6 F 21/12 (2013.01)

【 F I 】

G 0 6 F 21/20 1 4 4 B

G 0 6 F 13/00 5 3 0 A

G 0 6 F 21/22 1 1 2 B

【手続補正書】

【提出日】平成26年9月25日 (2014.9.25)

【手続補正 1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項 1】

コンピュータ装置によって実現される方法であって、

プロセスに関連付けられたトークンに基づいて前記コンピュータ装置上で実行される前記プロセスについてネットワーク機能へのアクセスが許可されるか否かを判定する工程であって、前記トークンは、マニフェストに記述された 1 つ又は複数のネットワーク機能を参照する 1 つ又は複数のセキュリティ識別子を有する工程と、

前記ネットワーク機能への前記アクセスを前記の判定に基づいて管理する工程とを含む方法。

【請求項 2】

前記マニフェストは、実行されると、前記プロセスを実現する実行可能なコードのインストールの一部として前記コンピュータ装置上に記憶され、前記トークンは、前記プロセスが、リソースのアクセス制御リストをチェックすることによる前記ネットワーク機能についてのアクセス検証チェックに参加することを可能にする、請求項 1 記載の方法。

【請求項 3】

前記ネットワーク機能の前記記述は、前記コンピュータ装置上の前記実行可能なコードのインストールの一部として耐タンパ性を有する場所に記憶される、請求項 2 記載の方法。

【請求項 4】

前記トークンは、前記プロセスにアクセス可能でない前記コンピュータ装置の耐タンパ性の場所に記憶された前記機能の記述にアクセスすることによって形成される、請求項 1 記載の方法。

【請求項 5】

前記判定する工程及び前記管理する工程は、前記コンピュータ装置上のオペレーティング・システムの実行を介して行われる、請求項 1 記載の方法。

【請求項 6】

前記マニフェストに記述された少なくとも1つの前記ネットワーク機能が、前記プロセスによるループバックが許可されるか否かを示す、請求項1記載の方法。

【請求項7】

前記マニフェストに記述された少なくとも1つの前記ネットワーク機能は、前記プロセスによる使用に、ネットワークを介した発信接続が許可されるか否かを示す、請求項1記載の方法。

【請求項8】

前記マニフェストに記述された少なくとも1つの前記ネットワーク機能は、前記プロセスによる使用に、ネットワークを介した着信及び発信の接続が許可されるか否かを示す、請求項1記載の方法。

【請求項9】

前記着信接続は、前記プロセスが不招請接続を受け入れることを許可する、請求項8記載の方法。

【請求項10】

前記マニフェストに記述された少なくとも1つの前記ネットワーク機能は、前記プロセスによる使用に、専用ネットワーク・アクセスが許可されるか否かを示す、請求項1記載の方法。